

毎月人口異動調査の概要

- 1 調査の目的：この調査は、統計法に基づく国勢調査の実施以後、次の国勢調査の実施までの間における、県及び市町村の人口及び世帯数を推計し、人口の年齢別構成の把握等、各種行政施策の基礎資料を提供することを目的としています。
- 2 調査事項：出生者の男女別、日本人・外国人別、出生年月
死亡者の男女別、日本人・外国人別、出生年月、世帯増減
転入者の男女別、日本人・外国人別、出生年月、世帯増減、従前地
転出者の男女別、日本人・外国人別、出生年月、世帯増減、転出先
職権記載者及び消除者の男女別、日本人・外国人別、出生年月、世帯増減
- 3 推計の方法：国勢調査による人口及び世帯数を基礎にして、これにその後の住民基本台帳法に基づく異動データを加減して推計しています。（※）
現在の基礎数値は、令和2年国勢調査によって得た数値です。
(※) 住民基本台帳法（以下「住基法」といいます。）の改正により、外国人住民についても住基法の適用対象に加えられることとなり、外国人登録法は平成24年7月9日に廃止されました。それに伴い、平成24年7月9日以降は、外国人住民についても住基法に基づく異動データにより推計しています。

利 用 に あ た つ て

1 利用上の留意事項

- (1) 数値の端数処理 この報告書の構成比、指数、増減率等の数値は単位未満を四捨五入して得た数値です。
- (2) 記 号 △はマイナスを示します。 Pは暫定値を示します。
- (3) この報告書に掲載されていない関連資料
- | | | |
|-------------------------------------|-------------|---|
| ① 市町村別・月別異動状況一覧表 | 県が保管 | |
| ② 市町村別・月別移動先別表 | (移動先は都道府県別) | 〃 |
| ③ 市町村別・年齢別・月別移動者数 | (年齢は5歳階級別) | 〃 |
| ④ 市町村別・年齢別死亡者数 | | 〃 |
| ⑤ 市町村別・各歳別人口（令和3年4月1日現在及び同年10月1日現在） | | 〃 |

2 用語の解説

(1) 人口 …… 本書に掲載する人口は、月の初日午前零時現在の常住人口（外国人を含む）です。

推計方法は、直近の国勢調査結果数値を基準人口とし、これにその後の「毎月人口異動調査」から得られる各月の住民基本台帳法上の異動数を加減して求めています。

※ 推計人口の基となる国勢調査人口は「常住している人」の数ですが、住民基本台帳人口は「住民基本台帳に登録されている人」の数であるため、「推計人口」と「住民基本台帳人口」は一致しません。

(2) 県計人口 …… 市町村単位の人口はすべての異動を加減して推計し、この数字を積み上げて、各市計郡計等を算出していますが、県計人口は県内での転入・転出は除いて推計しているため市計と郡計を合算しても県計とは一致しません。

また、平成 17 年 2 月 13 日に山口村が岐阜県中津川市に編入合併していますが、それ以前の県計人口には旧山口村分を含んでいます。

(3) 自然増減 …… 出生数から死亡数を差し引いたもの。

① 出生：出生届により住民票の記載をした者

② 死亡：死亡届又は失踪宣告届により住民票を消除した者

(4) 社会増減 …… 転入数から転出数を差し引き、その他の増減を加えたもの。

① 転入：転入届及び中長期在留者等になった場合の届出により住民票の記載をした者

② 転出：転出届により住民票を消除した者

※ 平成 29 年年報から、社会増減数(率)については、その他の増減を加えて算出しています(平成 28 年年報までは「転入数－転出数」で算出)。

(5) その他の増減 …… 職権記載数から職権消除数を差し引いたもの。

① 記載：市町村の居住実態調査等により住民基本台帳から消除されたが、実際の居住地において住民基本台帳に記載された者等。

② 消除：市町村の居住実態調査等または入国管理局からの通知により、居住実態がないとして住民基本台帳から消除された者等。

(6) 年齢 …… 令和 3 年 10 月 1 日 午前零時現在の年齢

(7) 年齢構造指数 …… 次の年齢構造指数を掲載しています。

① 年少人口指数：15～64 歳人口に対する 15 歳未満人口の比率

$$\text{年少人口指数} = \frac{15\text{歳未満人口}}{15\sim 64\text{歳人口}} \times 100$$

② 老年人口指数：15～64歳人口に対する65歳以上人口の比率

$$\text{老年人口指数} = \frac{65\text{歳以上人口}}{15\sim64\text{歳人口}} \times 100$$

③ 従属人口指数：15～64歳人口に対する15歳未満人口と65歳以上人口の計の比率

$$\text{従属人口指数} = \frac{(15\text{歳未満人口} + 65\text{歳以上人口})}{15\sim64\text{歳人口}} \times 100$$

④ 老年化指数：15歳未満人口に対する65歳以上人口の比率

$$\text{老年化指数} = \frac{65\text{歳以上人口}}{15\text{歳未満人口}} \times 100$$

(8) 世帯……住居及び生計をともにする者の集まり、または1人で独立して住居若しくは生計を維持する者。

※ 国勢調査の世帯の定義の中には次のようなものがあり、住民基本台帳法の世帯の定義とは異なっているので留意してください。

- ① 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒は、棟ごとにまとめて1つの世帯としています。
- ② 雇主と同居している単身住み込みの雇人は、雇主の世帯に含めています。
- ③ 社会施設の入所者や、病院・療養所などに既に3か月以上入院している入院患者は、その施設の棟ごとにまとめて1つの世帯としています。